

令和8年6月10日

保護者様

兵庫県立伊丹高等学校
事務室

令和8年度第1期分授業料（6/12引き落とし分）についてのお知らせ

「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号）」が令和8年4月1日から施行されたことに伴い、受給資格の確認等に時間を要する見込みであることから、6月12日（金）予定でお伝えしていた第1期（令和8年4～6月）分の授業料引き落としはありません。

県より正式な受給資格の判定結果通知が届き次第、授業料の徴収対象となった方には個別にご連絡します。（納入時期：令和8年9月予定）

※就学支援金の4月申請をされた方については、受給資格認定となるため授業料の引き落としは行わない見込みです。

4月申請の結果については7月以降に通知予定です。認定処理完了後にオンライン申請システムへ登録いただいたメールアドレスへ結果通知のご連絡が自動送信されます。また、合わせて学校ホームページやミマモルメ等でお知らせする予定です。